

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月5日(木) 午後1時30分から午後1時56分

2. 開催場所 宇和島市役所2階 大ホール

3. 出席委員 37(名)

会長 9番 小清水 千明  
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
		6番	大塚 武司
7番	黒田 義人	8番	河野 順子
10番	末光 亨	11番	清家 儀三郎
12番	竹葉 邦政	13番	谷本 宏明
14番	玉木 邦英	15番	土居 喜三郎
16番	冨永 文夫		
		20番	三好 春樹
21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光	25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋		
3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫		
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
		12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
17番	細川 一男		
		20番	山本 豊紀
		22番	和田 恵子

4. 欠席委員 10(名)

農業委員

5番	大島 博雅	18番	藤岡 功
19番	松本 武雄		

最適化推進委員

2番	井上 和久	8番	瀧水 朝男
11番	中村 満永	18番	宮口 卓士

19番 森 松実                      21番 吉見 一弥  
23番 渡邊 鉄雄

## 5. 議事日程

議事録署名委員の指名

11番 清家 儀三郎              12番 竹葉 邦政

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約  
通知について  
報告第3号 諸証明について  
報告第4号 農地原形変更届出書について  
報告第5号 農地法第4・5条許可について  
報告第6号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に  
対する回答について  
(令和4年11月16日～令和4年12月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市  
農用地利用集積計画(案)の決定について  
議案第4号 贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	濱田 英樹	主任	藤部 尚子
主事	入川 大希	事務補助	山本 真由実

## 7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

## 8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員21名、農地利用最適化推進委員16名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和5年1月総会を開会いたします。

## 《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

## 《 会 長 》

明けましておめでとうございます。恙ないお正月を迎えられたかな、と。非常に穏やかで暖かいお正月でございました。お天気にも反しまして、世間の方は非常に慌ただしい。コロナもまた一気に増えておりまして、今日も県内でも5千人を超す、過去最高になりそうだという勢いでございますし。経済も4千品目以上の値上げ、それと昨日は129円台を付けるような円高ということで、非常に高く、東証の方もですね300円安というふうな話で、これから先どうなっていくか分からない。評論家に言わせると、夏頃までは慌ただしいが、それ以降は物価の方も落ち着いてくるんじゃないか、というふうな話でございました。が、これも全然根拠のない話でございまして、ロシア・ウクライナ情勢におきましては、大変なことになるのかなというふうなことを思っております。また、北朝鮮もお正月からロケットを飛ばすというふうなことでございまして、非常に周りの方が緊迫している、というふうな状況でございます。ただ、農家におきましては、こういうお天気でございますが、今年の雪でですね、みかんの方は焼けが出ております。うちはまだみかん取りをやっているのですが、まだ温州20号が残っております。鳥にもやられて悲惨な状況になっておるといふふうなことでございますが、全般には裏年で早く済んで、左団扇でのんびりしている人もいて、うらやましいなと思う限りでございます。

昨年の12月の総会の折には、局長と2人が東京へ行かせていただきまして、会長代表者会の方へ出席させていただきました。その後、長谷川先生の方にお邪魔いたしました。要望書を手渡してきた訳でございます。夜は、南予の会長・事務局の方で一席設けまして、長谷川代議士を囲みながら色々な状況をお話ししながら、また山本順三先生も少し顔を出していただきまして、今の情勢、予算委員長をやられている関係もありまして、そういうふうな話をして交流を深めてきたというような状況でございます。

県の方におきましてはですね、来年度4月からは下限面積がなくなる、ということでございます。それと、三年三作、名義変更をして3年間は作物を作れということなんです。暗黙の了解であった訳ですが、これも個人の自由を阻害するということらしく、それをやらなくて良い、と。要は、名義変更をすれば理由を付ければすぐに転用ができる、ということ。これから先の人・農地プラン等につきましても、先行きが見えているのかな、と。国の方のやっていることはですね、農業いじめと申しますか、農業の将来を阻害するような案件ばかりだな、というふうなことを思っております。また、そういう点もですね、政治の力を借りながら、声を大にして農業会議を通じまして、国の方に申していかなければならないということをですね、話し合った訳でございます。

かと言いましてもですね、宇和島市の方につきましても堅実な農業運営・農業経営ということを目指して、みなさんと共に一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

また、今年の10月いっぱい任期が終わるといふことになりまして、後で運営委員会を開いて、またみなさんにご協力願わなければいけない訳でございますけれども。そ

の間1年足らずでございますが、一生懸命活動していただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞ本日もよろしく願いいたします。

それでは、欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、大島委員・藤岡委員・松本委員・井上委員・瀧水委員・中村委員・宮口委員・森委員・吉見委員・渡邊鉄雄委員が所用のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に清家委員、竹葉委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明を願います。

《中島次長》

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

事案別の農地法第3条2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

92番について説明いたします。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受けて耕作する、という申請です。□□□□さんは県外に住まわれており耕作ができないため、◇◇◇◇さんに所有権移転するということです。〇〇〇〇さんは熱心に農業をさ

れており、何も問題はありません。

《今西委員》

93番について説明をいたします。大阪に住んでおられる〇〇〇〇さんの土地を△△△さんが譲り受けて耕作をする、という申請です。□□□□さんは68歳で少し高齢ではありますが、元気で農業に取り組んでおられます。従いまして、所有権移転されることに問題ははありません。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いいたします。

8ページから10ページに地図を添付しております。転用許可基準の判断につきましてはお手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《廣見委員》

20番について説明をいたします。譲受人〇〇〇〇さんは現在アパート住まいでありまして、子供の成長に伴い手狭になったので家を建てるために土地を探しておりましたところ、△△△△さんとの話がまとまり、田を譲り受け住宅を建設することとな

り、所有権移転となりました。昨年12月27日、小清水会長、事務局、関係者で現地確認をいたしました。現地は以前国調も済んでおり境界もはっきりしておりますので、何ら問題はないと思います。

《梶原委員》

失礼します。21番について説明いたします。高齢者施設である〇〇〇〇の老朽化のための建て替えに伴い、新施設増設に隣接する農地を取得するための申請であります。12月27日、小清水会長はじめ事務局と共に現地調査を行っております。この農地を転用することによって周囲に被害はなく、問題ないと思います。

22番について説明いたします。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受けて、自動車駐車場兼自動車整備の作業場として利用するための申請であります。この案件につきましても、12月27日に会長はじめ事務局と共に現地調査を行っております。既にこの農地には無許可で工場が建っており、申請に伴い始末書の提出をされております。排水等十分な策を取るよう指導しており、問題はないと思います。

《土居和宏委員》

23番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは義理の親子関係でございます。□□□□さんはアパート住まいということで、家を建てたいと。土地につきましては義理のお父さんの畑に家を建てるとということで、申請が出ております。12月27日に現地調査をしております。何ら問題ないと考えます。

《氏原委員》

失礼いたします。24番について説明します。〇〇〇〇さんの土地を有限会社△△△△が譲り受けて駐車場にする、という申請であります。この案件については、12月27日に会長はじめ関係者にて現地調査を行っております。既にこの土地には砂利が敷いてあり、違反転用になり、始末書も提出されております。この申請地の周囲には農地はなく、被害もないと思います。問題はないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

他に意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われる農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

はい。挙手全委員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

（議案第3号議案書をもとに朗読、説明）

議案第3号の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

241番の説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんのご主人が昨年秋に亡くなりまして。果樹園、柿と柑橘を栽培していたんですが、私ではできないということで事務局の方にも相談が来ていると思いますが。そういうことで、引き続き耕作する人を探していたのですが、△△△△さんの園地を□□□□君が新たに、新規に10年間利用権の設定をするということです。◇◇◇◇君は若く色々規模拡大をしていますし熱心に取り組んでいますので、何ら問題ないと思います。

《山本代行》

242番についてご説明いたします。〇〇〇〇さん相続人△△△△さん、健康上の不安があり高齢で耕作が不能ということで、相手方の要望で□□□□さんも経営拡大をすることになりました。賃貸借権設定の運びとなりました。問題ないと思われま

《黒田委員》

243番から245番までは、〇〇〇〇さんが利用権の設定を受けて耕作をされるという内容でございます。このうち、243番の△△△△さんと244番の□□□□さん、この2件につきましては新規でございますが、◇◇◇◇さん非常にお元気で、〇〇〇〇という所は△△△△さんのお住まいからそれほど遠くない集落でございます。また□□□□さんの方もすぐ隣の集落でございますので、何ら問題ないと考えております。

245番につきましては、〇〇〇〇さんの居宅から近い所にございまして、これは更新でございます。何ら問題ないと考えております。

246番、これは〇〇〇〇さんが引き続いて△△△△という集落に所在する□□□□さんの農地をお作りになるという、これは何ら問題ないと思っております。

247番、248番は〇〇〇〇さんという方で、82歳という大変ご高齢でございますが、非常に元気なお方で実績もあり、ずっと農業をやっておられますので、今回もま

だ耕作者としてやっていけると考えています。更新でございます。

#### 《畠山委員》

249番と250番について説明します。249番、250番共に更新であります。設定を受けられる、〇〇〇〇さん、△△△△さんは大変真面目に農業に取り組んでおられます。今までどおり耕作するという事なので、問題ありません。以上です。

#### 《今西委員》

251番から255番について、瀧水委員の代理説明をいたします。5件全て更新です。利用権設定を受ける〇〇〇〇さん、76歳と高齢ではありますが認定農業者であり、地域のリーダーとして元気で農業に取り組んでおられます。従いまして、利用権設定をすることに問題はありません。以上です。

#### 《富永委員》

256番、257番について説明します。どちらも更新ですので何ら問題ないと思います。〇〇〇〇さんは息子さんの△△△△さんが耕作をされていますので、何ら問題ないと思います。257番の□□□□さんの分も更新なので、何ら問題ないと思います。

#### 《土居和宏委員》

258番について説明します。利用権の設定を受ける方と設定する方は、ご親戚関係でございます。受ける方の佐竹さんは大変熱心に長く農業をされております。更新でございます。何ら問題ないと思います。

#### 《廣見委員》

259番、260番、261番について説明します。3件とも全て更新であります。設定を受けている方、〇〇〇〇さん、△△△△さん、□□□□さん3名共熱心に農業に取り組んでおられ、何ら問題ないと思われます。

#### 《細川委員》

失礼いたします。262番について説明します。設定する〇〇〇〇さん、生まれは津島町の△△△△でございます。今まで作ってもらっていた田を作ってもらいたいということですが、もう作れなくなってそのまま放置しておくに徐々に駄目になるということで、耕作人を探していたところ、□□□□さんが作られるということで話がまとまったということです。◇◇◇◇さんも大型機械を導入し、どんどん農業をされているので何ら問題ないと思います。

#### 《河野勇一郎委員》

263番について説明いたします。新規の賃貸借権の設定ということではありますが、以前より〇〇〇〇さんの園地を△△△△さんが耕作されていたということもあり、何も問題はないと考えております。

《 小清水委員 》

264番について説明いたします。〇〇〇〇さん、お父さんがご存命の頃はお父さんが全てやっていたんですけども、お父さんが亡くなりまして、息子さんの方は本業の工事が忙しいということで、それから△△△△にお願いすることになりました。今回も更新の案件でございますので、何ら問題はないと考えております。以上です。

《山本豊紀委員》

265番から説明します。265番は5年更新の更新、266番、267番については1年更新の更新ということです。受け側の〇〇〇〇さん、親子関係なのですが熱心に農業をされていますので、全く問題はないと考えております。268番につきましては、△△△△さんと□□□□との手続き上の話らしく、全く問題ないと考えております。

《赤松利彦委員》

269番、270番について説明します。こちらは災害復旧工事であります。新規ということで、問題はないと思います。

《上田委員》

271番について説明いたします。〇〇〇〇さんの案件ですが、こちらも災害復旧の一環でございますので、何ら問題はないと考えております。

《中尾委員》

失礼いたします。この案件は耕地整理に関する案件でして、所有権移転も無事終わっておりますので何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

はい。挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について、を議題いたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

事務局からは以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第4号贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

はい。挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和5年1月定例総会の議案を終了いたします。